

令和元年10月24日
文部科学省総合教育政策局長決定

「2019年度小学校教員資格認定試験実施要領（平成31年4月19日文部科学大臣決定）の取扱いについて」（令和元年10月11日文部科学大臣決定）により第2次試験を合格したものと取扱うこととされた者に関する2019年度小学校教員資格認定試験の特例について」（令和元年10月24日文部科学大臣決定）3に規定する教科及び教職に関する専門性等を評価する措置について

1. 趣旨

この決定は、「2019年度小学校教員資格認定試験実施要領（平成31年4月19日文部科学大臣決定）の取扱いについて」（令和元年10月11日文部科学大臣決定）により第2次試験を合格したものと取扱うこととされた者に関する2019年度小学校教員資格認定試験の特例について」（令和元年10月24日文部科学大臣決定）3の規定に基づき、教科及び教職に関する専門性等を評価する措置に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 実施方法

「2019年度小学校教員資格認定試験実施要領（平成31年4月19日文部科学大臣決定）の取扱いについて」（令和元年10月11日文部科学大臣決定）により第2次試験を合格したものと取扱うこととされた者（以下「受験者」という。）について、以下の2つにより、教科及び教職に関する専門性等を評価する。

（1）郵送によるレポート課題（以下「レポート課題」という。）

（2）独立行政法人教職員支援機構 つくば中央研修センターにおいて実施する現代的教育課題及び新学習指導要領に関する基礎的理解（主体的・対話的で深い学び等）に関する検定（以下「検定」という。）

教科及び教職に関する専門性等を評価する措置の受験を希望しない旨を申し出た者、及び4（1）に規定する検定の対象者であるが検定を受験できなかった者については、次回開催の小学校教員資格認定試験において、第1次試験を免除し、受験料は徴収しないこととする。

3. 郵送によるレポート課題

（1）内容

第2次試験で実施予定であった内容を踏まえたものとする。

（2）提出期限

11月5日（火）（当日消印有効）

（3）評価及び結果の通知

レポート課題はA・B・C・Dで評価し、A又はBの者を検定の対象者とする。

レポート課題の評価結果は、独立行政法人教職員支援機構から本人宛に通知する。

4. 現代的教育課題及び新学習指導要領に関する基礎的理解（主体的・対話的で深い学び等）に関する検定

(1) 対象者

レポート課題の評価結果が A 又は B であって、かつ、指導の実践に関する事項に係る試験を受験した者又はこれを免除された者を検定の対象者とする。

(2) 会場

独立行政法人教職員支援機構 つくば中央研修センター
(茨城県つくば市立原 3 番地)

(3) 日程

受験者は、次の 2 回のうち、いずれかの日程で受験する。

○第 1 回検定 12 月 14 日 (土)

○第 2 回検定 12 月 22 日 (日)

(4) 内容

現代的教育課題及び新学習指導要領に関する基礎的理解 (主体的・対話的で深い学び等) に関する講義を聴いた上で、これを踏まえたグループ討議と課題論文の作成を行う。

(5) 評価

教育に関する専門家により、グループ討議における活動、発言等を観察し、かつ課題論文の内容等を総合的に判定し、可否を決定する。

5. 教科及び教職に関する専門性等の評価の合格者

レポート課題の評価結果が A 又は B であり、かつ、検定に合格した者を、教科及び教職に関する専門性等の評価の合格者とする。